

[事案 28-204] 入院給付金等支払請求

・平成 29 年 9 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

急性腰痛症等により入院したことを理由に、疾病入院給付金および退院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 9 月に契約した医療保険にもとづき、以下の理由により、疾病入院給付金および退院給付金を支払ってほしい。

- (1)急性腰痛症および腰椎分離症を治療する目的で、約 3 か月間入院した。
- (2)他の保険会社からは給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の入院は約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）とは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院は安静治療目的で、安静以外の入院中の治療内容は、トリガーポイント注射や静脈注射など、入院していなければ不可能なものではなかった。
- (2)申立人の希望による入院であり、申立人の判断でいつでも退院可能であった。
- (3)入院期間中、申立人の ADL（日常生活動作）に支障はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、疾病入院給付金および退院給付金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。